第六章　雑則

（報告の徴収）

第二十一条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定船舶所有者又は船長に対し、特定警備の実施の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十二条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定船舶所有者の事務所、事業場、船舶その他の場所に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は乗組員その他の関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（国土交通省令への委任）

第二十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

第七章　罰則

第二十四条　第十五条第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条　第十五条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第八項、第十六条第二項又は第十九条の規定に違反した者

二　第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第十八条の規定に違反して、記録簿を備えず、記録簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は記録簿を保存しなかった者

四　第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十七条　認定船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、認定船舶所有者の業務に関して、前条第三号から第五号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その認定船舶所有者に対して、同条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

政　令

道路法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十三号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項本文（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第十九条関係）

占用物件	単位	占用料 所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	一、四〇〇	六一〇	四三〇	三六〇	三一〇
第二種電柱	一本につき一年	二、一〇〇	九四〇	六六〇	五五〇	四八〇
第三種電柱	一本につき一年	二、八〇〇	一、三〇〇	九〇〇	七四〇	六五〇
第一種電話柱	一本につき一年	一、三〇〇	五九〇	三九〇	三三〇	二八〇
第二種電話柱	一本につき一年	一、九〇〇	八七〇	六二〇	五一〇	四四〇
第三種電話柱	一本につき一年	二、七〇〇	一、二〇〇	八五〇	七〇〇	六一〇
その他の柱類	一本につき一年	二二〇	五五	三九	三三	二八
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	三	五	四	三	三
地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	七	三	二	二	二
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物 地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	七三〇	三三〇	二三〇	一九〇	一七〇
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物 路上に設ける変圧器	一個につき一年	一、三〇〇	五八〇	三八〇	三一〇	二七〇
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	二、四〇〇	一、〇〇〇	七七〇	六四〇	五六〇
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物 郵便差出箱及び信書便差出箱	一個につき一年	一、〇〇〇	四六〇	三三〇	二七〇	二四〇